

びようき しょう りゆう
病気や障がい 理由に

しゅじゅつ ひと
こどもが できなくなる 手術などを 受けた 人・

なか あか ひと かぞく
おなかの中の赤ちゃんを うめなく された 人と ご家族へ

くに かね
国から お金を 受けとれます

きゅうゆうせいほごほうほししょうきんとうしきゅうほう
「旧優生保護法補償金等支給法」について

ねん がつ ほうりつ
○令和6年 10月 に 法律 が できました。

ほうりつ ほんにん きも
○この 法律 には 本人の 気持ちを きかれる ことなく
こどもが できなくなる 手術などを 受けたり
おなかの中の赤ちゃんを うめなく され
こころ や からだに 大きな 苦しみや 痛みを 受けた
かたがた たい かね ほうりつ
方々 に対して お金を 払う ことを 定めています。

ひがい かたがた たい くに
○被害を 受けた 方々 に対して 国は せきにんを
みとめ ふかく しゃざい しています。

せいきゅう きげん
請求 期限

れいわ ねん がつ にち
令和12年1月16日

きゅうゆうせいほごほうそうだんまどぐち
旧優生保護法相談窓口

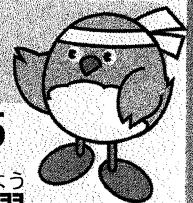
ばしょ おおいたけん けんこうせいさく かんせんしやうたいさくか
場所：大分県 健康政策・感染症対策課

そうだん
相談するところ

8:30~17:15

げつよう きんよう
月曜 から 金曜

やす しゅくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始



でんわ そうだん
電話 相談

097-506-2760

そうだん
メール 相談

sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX

097-506-1735



おおいたけん
大分県
ホームページ

そうだんまどぐち き
*相談窓口 に 来たい ときは 先に 連絡 を してください。

しゅわつうやく くるまいす ひつよう かた
*手話通訳・車椅子 など 必要な 方 は おしらせ ください。

※ お金 を うけとる こと が できるの は どのような 人 ですか。

◇昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 まで の間に
手術 など を うけた 人 です。

●補償金(手術をうけた人1500万円 手術をうけた人の結婚相手500万円)

・こども が できなくなる 手術 を うけた 人

・こども が できなくなる 手術 など を うけた 人 の 結婚相手

※本人 が 亡くなっている 場合 には その 家族 が うけとる こと が できます。

●優生手術等一時金(320万円)

・こども が できなくなる 手術 を うけた 人

※補償金 を うけた 場合 も うけとる こと が できます。



●人工妊娠中絶一時金(200万円)

・おなか の 中 の 赤ちゃん を うめなく された 人

※優生手術等一時金 を うけた 場合 は うけとる こと が できません。

※ お金 を うけとる 手続き の しかた や ききたいこと ことは
どこで おしえて くれますか。

◇わからない ことは 旧優生保護法相談窓口 に きいて ください。

連絡先 は おもて側 に かいて います。

◇だれか 手伝ってくれる 人 が いなくても 安心して 相談 してください。

◇希望 が あれば 手続き を 弁護士 が 無料 で お手伝い します

きゅうゆうせいほ ご ほ う そうだんまどぐち

旧優生保護法相談窓口 ☎ 097-506-2760

おいいたけん けんこうせいさく かんせんしょうたいさくが
大分県 健康政策・感染症対策課